

電気設備工事特記仕様書

- 1 工事概要
 - 1.1 工事名 埼玉県浦和競馬組合野田きゅう舎走路南東側フェンスほか改修工事
 - 1.2 工事場所 さいたま市緑区上野田696番地
 - 1.3 工期 契約日から令和4年3月31日まで
現場施工期間 令和4年3月1日から令和4年3月31日まで
現場施工期間は、施設管理者との調整により変更することができる。
 - 1.4 工教科目 (○印の付いたものを適用する)

<ul style="list-style-type: none"> ○ 電灯設備 ・ 動力設備 ・ 電熱設備 ・ 雷保護設備 ・ 受変電設備 ・ 電力貯蔵設備 ・ 発電設備 ・ 構内情報通信網設備 ・ 構内交換設備 ・ 情報表示設備 ・ 映像、音響設備 ・ 拡声設備 (非常放送設備) ・ 誘導支援、呼出し設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ テレビ共同受信設備 ・ テレビ電波障害防除設備 ・ 監視カメラ設備 ・ 駐車場管制設備 ・ 防火、入退室管理設備 ・ 自動火災報知設備 ・ 自動閉鎖設備 ・ ガス漏れ火災警報設備 ・ 電話配管設備 ・ 中央監視制御設備 ・ 医療関係設備 ・ 昇降機設備
---	---

- 1.5 指定部分 ○無 ・有 (工期:令和 年 月 日)
- 1.6 主任技術者又は監理技術者の専任期間 (建設業法により必要になった場合)
 - 1 専任期間の始期
請負契約締結の日から、(○現場施工に着手するまで (現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまで)の期間 ・令和 3年12月10日までの期間)については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
 - 2 専任期間の終期
工事完成後、検査が終了 (発注者都合により検査が遅延した場合は除く。)、事務手続き、後片付けのみが残っている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
 - 3 専任期間の中断
自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により発注者からの通知により、工事を全面的に一時中止している場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
- 1.7 建物概要

- 1.8 工事概要
南東側走路の目隠しフェンス更新に伴う電気設備工事一式

- 1.9 同時期発注の関連工事 ○ 建築工事 ・ 機械設備工事

2 工事仕様

- 2.1 共通仕様
 - (1) この工事は特記仕様書、図面によるほか、埼玉県電気設備工事特別共通仕様書 (以下「特別共通仕様書」という。)、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編)、公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編)、公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編) (以下「標準仕様書等」という。))及び監督員の指示に従い施工する。
なお、県営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書、機材の品質・性能基準を最優先とする。
 - (2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。
 - (3) 法令・基準・仕様書等は、原則として施工時において最新のものを適用する。
- 2.2 特記仕様 (特記事項の選択項目は、○印の付いたものがなければ※印を適用し、・印のものは適用しない。
○印と※印の付いた場合は、共に適用する。)

項 目	特 記 事 項
1 機材等	本工事に使用する機材等は、設計図書に規定するもの又はこれと同等のものとする。なお、資材名、製造所名および発注先を記載した報告書を監督員へ提出し承諾を受けるものとする。 使用機材等については、アスベスト含有の有無を確認し、アスベストを含む機材等は使用しないこと。 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく特定調達品目に該当する機材を使用する場合は、原則として、その判断の基準、配慮事項を満たすこと。 調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めるものとする。
2 施工条件	施工時間 ※行政機関の休日に関する法律 (S63第91号)に定める行政機関の休日以外。 ・上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。
3 工食用電力・水	本工事に必要な電力及び水などの費用は、受注者の負担とする。
4 工食用仮設物	すべて受注者の負担とし、構内につくることができる。
5 足場・さんばし類	※別契約の関連工事の受注者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事とする。
6 監督員事務所	本工事で ・ 設ける (規模) ※設けない
7 保 険	受注者は工事的目的物及び工事材料について工事完成期日後14日まで、これを火災が保障対象にない積立保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出する。 受注者は法定外の労災保険に付し、証書の写し等を監督員に提出する。
8 再使用機材	取外し再使用機材は、清掃及び絶縁抵抗測定等を行い、機能が良好なことを確認した上で取付る。なお、その測定結果表を監督員に提出する。
9 建設リサイクル法の適用	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の適用について ※ 適用する (契約金額による) ・ 適用しない
10 完成図書の電子納品	完成図書の電子納品ガイドライン ※ 適用する ・ 適用しない 完成図の表紙及び背表紙には、工事名、受・発注者名、完成年月を記載すること。また、完成図の中に主要機器一覧表 (名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等)を記載すること。 県営住宅の完成図の提出部数は、A1二折折り1部及びA3二折折り3部とする。
11 発生材処理	引渡を要するもの以外は構外に搬出し、適切に処理する。 (構外搬出処理費は、※本工事 ・ 別途) (1) 引渡しを要するもの () (2) 買取処分をするもの (銅屑・鉄屑) (3) 再生資源化を図るもの (蛍光管) 蛍光管等は再資源化施設等に搬入し、全てリサイクルするものとする。 (4) 特別管理産業廃棄物 () ※処理に先立ち計画書を提出し、処理後は調査を提出すること。

12 金属電線管の塗装	露出配管は原則として塗装を行う。ただし、機械室、倉庫等の露出配管は塗装を行わない。 また、屋外で溶融亜鉛メッキ電線管を使用する場合は、塗装を行わない。 ただし、見えかかり部の塗装については監督員の指示による。 壁等の壁は、既存壁及び別途工事の壁との整合を極力図るものとする。
13 鍵	
14 地中電線路	(1) 管路等の敷設に伴う敷き均し土は、標準仕様書のほか下記及び図面特記による。 敷き均し土 管 種 別 良質土 硬質ビニル電線管 (VE) 耐衝撃性強化ビニル管 (HIVE) 波付硬質合成樹脂管 (FEP) ポリエチレン被覆鋼管 (PLP) (2) 地中電線路には、ケーブル埋設機及び保護シートを設ける。ただし、低圧・弱電回路の保護シートは図面特記による。 (3) 地中電線路の敷設は管路式とし、埋設深さは地表面 (舗装する部分では路盤材下面) から配管の上端まで原則、600mmとする。ただし、公道への引込み管路等の埋設深さについては、供給事業者と協議のうえ決定する。
15 回路の種別・先行の表示	ハンドホール、プルボックス及び主要なアウトレットボックス内の電線、ケーブルには、回路の種別、先行の表示を行う。
16 電線の接続	湿気の多い場所、水を使用する場所及び屋外は、圧着接続し自己融着テープを巻き付けたうえで絶縁テープ巻きとする。 上記以外の場所においては、屋内配線用電線コネクタによる接続をしてもよい。ただし、接続はボックス内とする。
17 電線管の接続	屋外におけるケーブルの保護管に用いる厚鋼電線管の接続は、防水処理を施したねじし工法としてもよい。
18 残土処分	埋戻し後の建設残土は、監督員が指示する構内の場所に敷き均しとする。
19 再生砂・再生アスコン	契約図書中の山砂の類、砂利、砕石及びアスコンに代替し、監督員の了解を得た上で、 ・使用できる。 ※使用できない。 再生砂使用に先立ち、1購入あたり11棟体の六価クロム溶出試験を行い土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。
20 耐震施工	設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」(独立行政法人建築研究所監修)による。 なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。 (1) 設計用水平地震力 機器の重量 [kgf] に、設計用水平震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合、設計用水平震度は、次による。
21 あと施工アンカー	設計用標準水平震度 設置場所 機器種別 特定の施設 一般の施設 重要機器 一般機器 重要機器 一般機器 上層階 機 器 2.0 1.5 1.5 1.0 防振支持の機器 2.0 2.0 2.0 1.5 屋上及び塔屋 水 槽 類(※1) 2.0 1.5 1.5 1.0 機 器 1.5 1.0 1.0 0.6 防振支持の機器 1.5 1.5 1.5 1.0 中間階 水 槽 類(※1) 1.5 1.0 1.0 0.6 機 器 1.0 0.6 0.6 0.4 地下・1階 防振支持の機器 1.0 1.0 1.0 0.6 水 槽 類(※1) 1.5 1.0 1.0 0.6 【備 考】(※1): 水槽類には、オイルタンク等を含む。 重要機器 ・配電盤 ・発電装置 (防災用) ・直流電源装置 ・交流無停電電源装置 ・交換機 ・火災報知器受信機 ・中央監視装置 ・太陽光発電装置 上層階の定義は次による。 2~6階建の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。 (2) 設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。 機器・配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用については、監督員の承諾を受けるものとする。 重量100kgを超える機器の耐震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーボルトを選定すること。 施工は、(一社)日本建築あと施工アンカー協会の資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。 金属拡張系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、拡張の完了がわかる記録を添付すること。 接着系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、清掃状況、マーキング、カプセル挿入、埋込みの完了が分かる記録を添付すること。 (原則として、接着系アンカーは吊り支持に使用しないものとする。) あと施工アンカーの試験は、アンカーの種類毎に1か所引張試験を実施すること。
22 はつり及びあと施工アンカー打設	既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明け及びあと施工アンカー打設時に、図面に明示する箇所についてX線撮影調査を実施すること。
23 改修部分の足場	本工事で単独に必要な足場は、下記により設ける。 (1) 内部足場 ※ 脚立足場 (2) 外部足場 ※ A種 (伸縮足場) ・B種 ・C種 ・D種 ・E種 ・F種 ※足場を設ける場合は、「(手すり先行工法等に関するガイドライン) について」(厚生労働省発第0424001号平成21年4月24日)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり設置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うものとする。
24 墜落制止用器具 (フルハネス型)	※使用を要する 墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (平成30年6月22日付け発第0622第2号)による ・使用を要しない
25 その他	(1) 施工に先立つて建築及び関連設備の業者と打合せのうえで施工図を作成し、監督員の承諾を受ける。

(2) 本工事に使用する製作品は、事前に製作物を監督員に提出し、承諾後製作する。	(3) 本工事に使用する機器は、事前に性能等を記した機器仕様書を監督員に提出し、承諾後施工する。
(4) 本工事に係る官公庁への諸手続はすべて受注者が代行し、その費用は受注者の負担とする。	(5) 特記なき電線・ケーブルは、原則としてエコマテリアル電線・ケーブルとし、露出部分に使用する場合は耐紫外線性能を有するものとする。
(6) 改修工事等を施工する場合、施工する前後に工事対象箇所の写真撮影を行う。また、既設ケーブル等は施工前後に絶縁抵抗、伝送品質等の測定を行い、試験記録を提出する。	(7) 受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように綿密に打合せを行うこと。
(8) 本工事における停電措置が必要な場合、事前に計画書を電気主任技術者に提出する。また、停電操作・安全処置は受注者が行い、その費用は受注者の負担とする。	(9) 特に騒音振動など周辺に甚大な影響のある工事については、原則として学校では学校運営に支障を与えない期間、その他の施設では施設管理者と打合せして設定すること。
(10) 工事に先立ち、監督員と打合せの上、住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施すること又、工事に先立ち、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。	以上のことを留意し、工程管理、安全管理に万全を期すること。

- 2.3 工事別一般事項 (特記事項選択項目は、○印の付いたものを適用する)

項 目	特 記 事 項
1 電灯設備	(1) 配線器具 スイッチ・壁付コンセント(2P15A)は運用形とする。なお、2口コンセントは複式を使用してよい。 フラッシュプレートは原則としてステンレス又は新金属を使用する。ただし、県営住宅における住戸内のフラッシュプレートについては、樹脂プレートを使用することができる。 コンセント器具に具備されている送り配線端子は使用してはならない。 (2) 照明器具 防災用照明器具は、建築基準法による非常用照明器具及び消防法による誘導灯とし、関係法令に適合したものである。 (3) 照度測定 電灯設備工事に際し、新築工事の場合は新設後の、改修工事の場合は改修前と改修後の照度測定をJIS C 7612「照度測定方法」により、学校においては学校環境衛生基準により実施すること。 (4) 分電盤 分電盤の塗装色は、監督員の指定した色とする。 (5) 維持 天井又は壁埋込みの場合のボックスは、塗りしろカバーと仕上り面とが10mm程度以上離れる場合は維持を使用する。ただし、ボード張り、ボード裏面と塗りしろカバーの間が離れないように施工した場合は、維持を必要としない。 (6) 位置ボックスの省略 ケーブルところがし配線後、位置ボックスの図面特記がなく、かつ、照明器具に送り配線端子が具備されている場合は、位置ボックスを省略しても良い。
2 動力設備	(1) 動力制御盤及び開閉器箱の塗装色は、監督員の指定した色とする。負荷用送り端子台は1負荷につきV・W・Eの4Pを原則とする。 (2) 電動機等各負荷までの接続は、本工事とする。ただし、制御盤以降が別途工事の場合は、当該制御盤の電源側接続までとする。
3 雷保護設備	受雷部突針はLRとする。
4 受変電設備	高 圧 引 込 引込み口は、設計図に示された位置を電力会社に再確認する。また、ケーブル等の埋設及び、その端末処理は監督員の立会いのうえで施工する。 (端末処理 ・耐塩用 ・一般用) 受 電 電 圧 交流3相3線式 6.6kV 50Hz 柱上用高圧気中 定格電圧 7.2kV 定格電流 A 負荷開閉器 (PAS) 主遮断装置 定格電圧 kV 定格遮断電流 kA 変圧器設備容量 動力用 kVA × 台 電灯用 kVA × 台 高圧進相コンデンサ kVar × 台 直列リアクトル ・6% ・1.3% kVar × 台
5 構内情報通信網設備	ネットワーク機器を盤内等に収納する場合は、放熱、耐塵等を考慮する。
6 電力貯蔵設備	・直流電源装置 ・交流無停電電源装置 ・ (概要)
7 発電設備	・ ディーゼル発電装置 ・ ガスエンジン発電装置 ・ ガスタービン発電装置 ・ マイクロガスタービン発電装置 ・ 燃料電池発電装置 ・ 熱供給 (ガス・水・蒸気) 発電装置 ・ 太陽光発電装置 ・ 風力発電装置 ・ (概要)
8 構内交換設備	局線電話の引込位置は、第一種電気通信事業者と打合せのうえで施工する。
9 自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、拡声設備 (非常放送設備)	(1) 所轄する消防署と打合せのうえ、各関係条例等に従い施工する。 (2) 総合盤内の接続は端子を使用し、回路名を記入しておくものとする。 (3) ガス漏れ警報設備の動作試験は、原則としてガス納入業者立会いのうえで行うものとする。
10 昇降機設備	特記なき場合の施工は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) による。 なお、県営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書による。

- 2.4 取付高さ
壁付、壁掛型の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として次のとおりとする。

名 称	測 点	取付高さ (mm)	
		一 般	県営住宅
スイッチ (一般)	床下~中心	1,300	1,200
” (身体障害者用)	”	1,100	1,000
” (人感センサー切換用)	”	2,000	2,000
コネクタ、電話用7Aリット、直列ユニット (一般)	”	300	400
” (和室)	”	150	200
” (台上)	台上~中心	150	500
防水型コンセント	床下~中心	500	500
分電盤、制御盤、開閉器箱	”	(上端1,900以下)1,500	(上端1,900以下)1,500
呼出ボタン (身体障害者用)	”	900	900
復帰ボタン (”)	”	1,800	1,800
廊下表示灯 (”)	”	2,000	2,000
端子盤	”	(上端1,900以下)1,500	2,000

3 その他

- 3.1 他工事との取合区分
発注図又は工事区分表による。
- 3.2 図面上の縮尺
図面上の縮尺は、JIS A1版とした縮尺とする。
- 3.3 疑義
本特記仕様書、特別共通仕様書及び標準仕様書等において疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。
- 3.4 現場施工期間
現場施工期間は工期と同じである。
ただし、原則として次の時間には現場施工できない。
・調整時間 (概ね午前9時30分まで)
・浦和競馬開催日
- 3.5 仮設工事
本工事の仮設工事については、特記なき場合は埼玉県浦和競馬組合野田きゅう舎走路外周フェンス改修工事によるものとする。
その他
本工事は野田トレーニングセンターを使用しながらの工事となります。
場内きゅう舎等への影響が最小限となるよう計画するとともに、休工時の仮設も含め、利用者等への安全対策を徹底すること。
なお、工事が完了した部分については、適宜、部分使用を協議することとなります。

項 目	特 記 事 項
舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書	第1条 この特記仕様書は、埼玉県電気設備工事特別共通仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時に発生する濁水 (以下「濁水」という。)の処理に関し必要な事項を定めるものである。 第2条 受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする。 ・種類及び処理量 汚泥 (油分を含む汚泥) ・ m3 ・中間処理施設 市 地内、(株) ・処理方法 ・中間処理後、最終処分場に搬入 (処理に焼却又は熔融含まず) ・中間処理後、最終処分場又は再資源化 (処理に焼却又は熔融を含む) 2 受注者は、別の中間処理施設を選定する場合には、事前に監督員と協議するものとする。 第3条 受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥 (油分を含む汚泥) として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。 2 受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。 3 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。 4 受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票 (以下「マニフェスト」という。))により管理するものとする。 第4条 受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と第3条第3項及び第4項に基づき締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。 2 受注者は、工事検査時にマニフェスト原本を提示する。 第5条 濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。 2 受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合には、事前に監督員と協議するものとする。 3 この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。

官公庁等打ち合わせ相手 打ち合わせ担当者	建築: _____ 昇降機: _____
施設管理者:	_____
電力会社:	_____
電話会社:	_____
ケーブルテレビ会社:	_____
消防本部:	_____

埼玉県浦和競馬組合	課長	技術委員	主査	主査	担当
	飛塚	中里	岩崎	矢島	長瀬

図面名称	特記仕様書 (電気設備)	縮尺	図面番号
			E - 2

設計図

(株)高岡建築設計事務所

TAKAOKA ARCHITECTS & ENGRS OFFICE

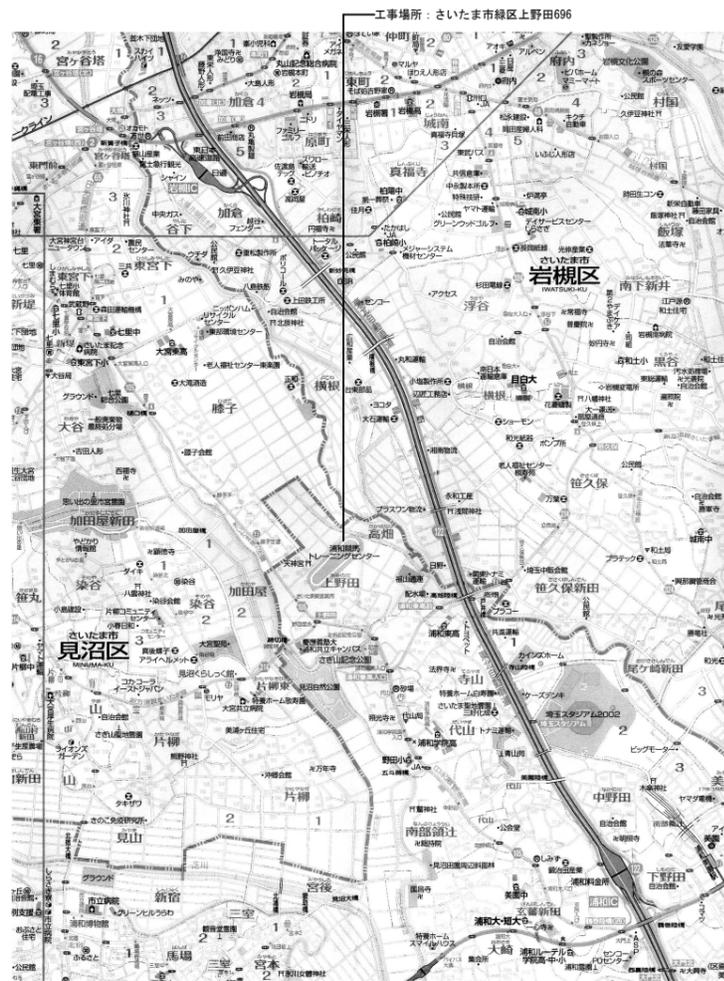
社団法人 埼玉建築設計監理協会員

一級建築士事務所 埼玉県知事登録 (17) - 第 3 号
埼玉県さいたま市緑区太田窪1-15-8 TEL. 048-882-6450
FAX. 048-882-2004
一級建築士 登録第62146号 高岡 敏夫

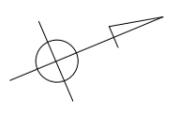
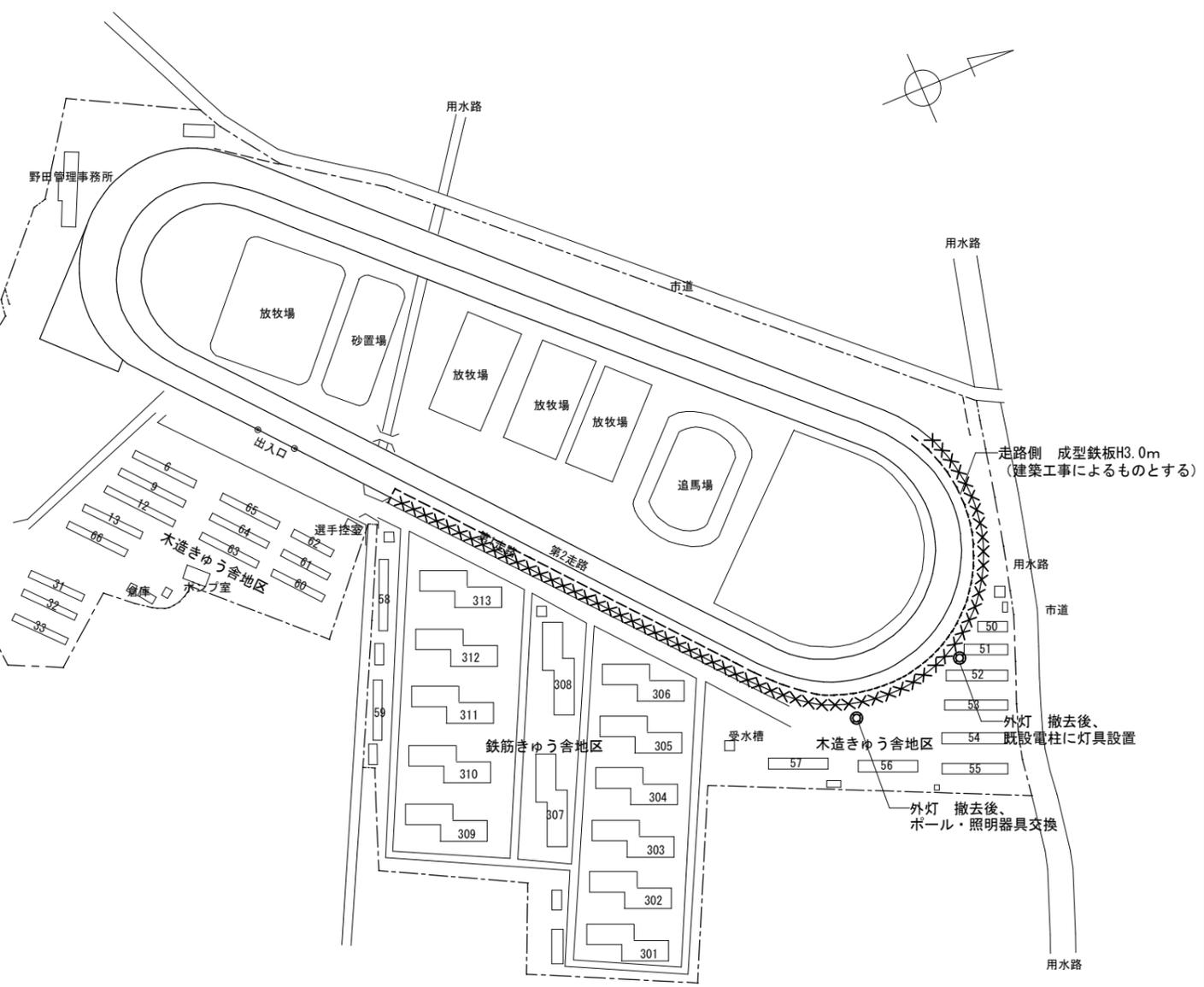
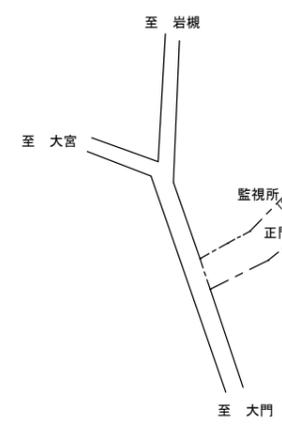
設計 製図 照会 承認 訂正
03 年 月 日

埼玉県浦和競馬組合野田きゅう舎走路南東側フェンスほか改修工事

設計図



案内図 S=1:25,000

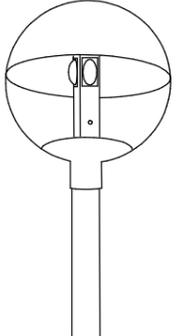
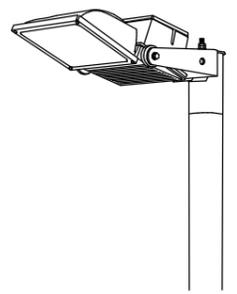


改修 全体配置図 S=1:1,500
(総合仮設計画図兼用)

凡例：
 ※※※※ 走路フェンス改修範囲を示す
 - - - - 成型鉄板H3.0m を示す(建築工事による)

埼玉県浦和競馬組合	課長	技術参事	主査	主査	組織
	飛塚	中里	岩崎	矢島	長瀬

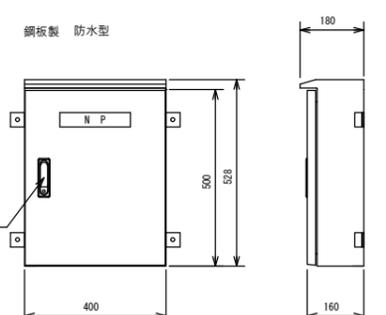
照明器具姿図 改修後（新設）

<p>(L1) LED街路灯 HID300形1灯器具相当 (6815lmタイプ)</p>  <p>本体：アルミダイカスト（コーヒーブラウン） グロープ：上部アルミ（シルバーメタリック）・下部ポリカーボネート（透明） 電源ユニット別置 落下防止ワイヤー付、耐雷サージ：15KV</p>	<p>(L2) LEDモールライト 水銀灯400形相当 (11,800lmタイプ)</p>  <p>タイマー段階光機能付、広角タイプ 本体：アルミダイカスト（ミディアムグレーメタリック） パネル：ポリカーボネート（透明つや消し） アーム：ステンレス鋼板（ミディアムグレーメタリック） 落下防止ワイヤー付、耐雷サージ：15KV、耐風速60m</p>
---	--

※街路灯リニューアル用ポール

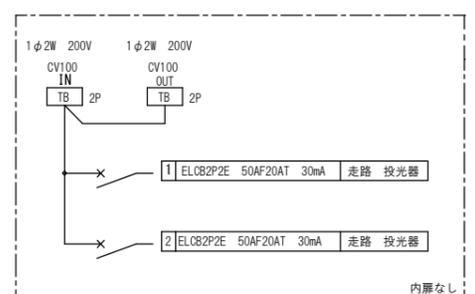
照明用開閉器盤図 改修後（新設）

鋼板製 防水型



防水平面ハンドル
(キーNO. N200)

N P
開閉器盤 No1
開閉器盤 No2
開閉器盤 No3
開閉器盤 No12
開閉器盤 No13
開閉器盤 No14



1φ2W 200V 1φ2W 200V
CV100 IN CV100 OUT
TB 2P TB 2P

1 ELCB2P2E 50AF20AT 30mA 走路 投光器

2 ELCB2P2E 50AF20AT 30mA 走路 投光器

内扉なし

埼玉県浦和競馬組合	課長	技術参与	主査	主査	担当	
	飛塚	中里	岩崎	矢島	長瀬	

(株)高岡建築設計事務所

TAKAOKA ARCHITECTS
&
ENGRS OFFICE

社団法人 埼玉建築設計監理協会会員

一級建築士事務所 埼玉県知事登録 (17) 第 37 号
埼玉県さいたま市緑区木田窪1-15-8 TEL. 048-882-6450
一級建築士 登録第 62146 号 高岡敏夫 FAX. 048-882-2004

設計 製図 照会 承認 訂正
03 年 月 日

工事名称
埼玉県浦和競馬組合野田きゆう舎走路南東側
フェンスほか改修工事

設計図

図面名称 (改修) 電気設備 凡例

縮尺
[A1原版 A3縮小]

図面番号
E - 5